

下水道排水設備指定工事店の指定事項の 変更等に関する提出書類等について

◎指定事項に変更があったときは、変更手続きが必要となります。

下水道排水設備指定工事店異動届(別記様式第5号 第9条関係)と変更内容に合わせて以下の書類を提出してください。

○商号の変更

- ☐ 商業登記事項証明書(法人のみ)
- ☐ 指定工事店証
- ☐ 選任責任技術者名簿(別記様式第1号の4 第4条、第8条関係)
 - ☐ 選任した責任技術者証の写し
 - ☐ 雇用を確認できる書類

○代表者の変更

- ☐ 商業登記事項証明書(法人のみ)
- ☐ 指定工事店証 ☐ 経歴書
- ☐ 上富田町下水道排水設備指定工事店規程第3条第1項第4号のいずれにも該当しない者であることの誓約書(別記様式第1号の2)

○責任技術者の変更

- ☐ 選任責任技術者名簿(別記様式第1号の4 第4条、第8条関係)
 - ☐ 選任した責任技術者証の写し
 - ☐ 雇用を確認できる書類

○住所表示の変更

- ☐ 住民票の写し又は住居表示変更通知書(商業登記事項証明書でも可)
- ☐ 指定工事店証

○電話番号の変更

- ☐ 異動届(別記様式第5号 第9条関係)のみ

○営業所の移転

- ☐ 営業所の平面図 ☐ 付近見取り図、写真
- ☐ 商業登記事項証明書 ☐ 指定工事店証
- ☐ 固定資産物件証明書(建物登記事項証明書でも可)又は賃貸借契約書の原本及び写し

○営業所の(仮)移転

- ☐ 営業所の平面図 ☐ 付近見取り図、写真
- ☐ 固定資産物件証明書(建物登記事項証明書でも可)又は賃貸借契約書の原本及び写し

●指定工事店の指定を**解除**する場合は、下水道排水設備指定工事店指定辞退届(別記様式第4号 第9条関係)及び指定工事店証を提出してください。

●指定工事店証の再交付は、下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(別記様式第3号 第5条関係)を提出してください。

●法人・個人を問わず事業者の承継(個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立)は一切できません。この場合は「廃止」→「新規」の手続きをとってください。

